## 第7回国立大学法人筑波大学人間総合科学研究科 ヒトES細胞に関する倫理委員会議事要旨(案)

- 1 日 時 平成22年9月30日(木)10:00~10:55
- 2 場 所 筑波大学医学系学系棟 2 階会議室 (2 3 2)
- 3 出席者 八神健一、高橋智、佐伯由佳、鈴川和己、澁谷和子、中村幸夫、馬場 忠、 横田光平、前田まゆみ、高橋惠一

## 4 配付資料

資料1 第6回国立大学法人筑波大学人間総合科学研究科ヒトES細胞に関する倫理 委員会議事要旨

資料 2 ヒト ES 細胞使用経過報告書

資料3 「国立大学法人筑波大学大学院人間総合科学研究科ヒトES細胞に関する倫理委員会細則の一部を改正する部局細則(案)」(新旧対照表)

資料4 国立大学法人筑波大学大学院人間総合科学研究科ヒトES細胞に関する倫理 委員会細則(案)

追加資料 ヒトES細胞等からの生殖細胞の作成に関する指針について(抜粋)

## 5 議事

議事に先立ち、委員の互選により八神委員長が再任され、八神委員長から、副委員長に 高橋智委員が指名され、承認された。

(1) 第6回国立大学法人筑波大学人間総合科学研究科ヒトES細胞に関する倫理委員会議事 要旨の確認について

委員長から、前年度に決裁により承認されている資料1に基づき説明があり、異議なく確認された。

(2) ヒトES細胞使用経過報告書について

使用責任者千葉教授及び高崎(松尾)助教から、資料2に基づきそれぞれ説明があり、 質疑応答の結果、次のとおり対応することが確認された。

・千葉教授の研究については、次年度以降も使用の見込みが立たない状況であれば、使用 計画の中止の勧告を行うこと。

また、使用経過報告書の内容について、ヒト ES 細胞を使用する実験の開始が保留されていることを明記し、前任地での使用計画で行っ

た成果については、その旨が分かるように記載をする等、文面の修正を指示する。

- ・高崎助教の使用計画については、引き続き実施することが妥当である。
- (3) 国立大学法人筑波大学大学院人間総合科学研究科ヒトES細胞に関する倫理委員会細則 の改正について

委員長から、資料3、4に基づき標記細則の改正点について説明があり、原案どおり 承認された。